

# 電子申請届出システムについて

青森市 福祉部 介護保険課

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導

# 電子申請届出システムについて

## 1 電子申請届出システムとは

厚生労働省では、介護サービス事業者の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請・届出システム」の運用を開始しており、青森市では、令和7年2月より「電子申請・届出システム」による受付を開始しております。

### ◎電子申請届出システムで受け付ける申請・届出

- ・新規指定(許可)申請
- ・指定(許可)更新申請
- ・変更届出
- ・加算届出
- ・その他(廃止・休止・再開等)
- ・他法制度に基づく申請届出

※介護予防支援の委託の届出については、これまで通り高齢者支援課へ届出をお願いします。

### ◎システムの利用に必要なもの

- ・対応ブラウザ  
MicrosoftEdge、Safari、Chrome(最新バージョン推奨)
- ・GビズID
- ・登記情報提供サービス

当分の間は紙媒体等これまでの手段による提出も可能といたしますが、事業者の対応状況を見定めつつ電子申請に一本化することを目指しておりますので、早めの対応をお願いします。

## 2 GビズIDとは

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

電子申請届出システムを使用するにはGビズIDの取得が必要となります。GビズIDには、「エントリー」「プライム」「メンバー」の3つのアカウントがありますが、本システムでは「プライム」と「メンバー」のいずれかでログインします。

- ・GビズID「プライム」→ 法人・個人事業主で1つ登録
- ・GビズID「メンバー」→ 各事業所ごとに申請する場合、事業所(管理者、担当者など)ごとに登録可能  
※法人で一括で申請・届出を行う場合などは「プライム」のみでの運用でもかまいません。

注) :メンバー間で相互編集・参照はできません。

～GビズIDプライムの申請の流れ～



**GビズIDプライムは書類審査が必要であり、審査期間は2週間程度かかるため、早めの申請をお願いします！ ※申請方法や提出先については、次ページのサイトを確認してください。**

## 3 登記情報提供サービスとは

登記情報提供サービスとは、インターネット上で、不動産及び登記情報をご覧いただける有料サービスです。指定申請や法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書(原本)の提出が必要となりますが、「電子申請届出システム」では登記事項証明書(原本)の提出ができなため、以下のいずれかの方法で提出する必要があります。

- ・登記事項証明書のみ郵送または持参で提出
- ・「電子申請届出システム」にログインし、添付書類の「申請者の登記事項証明書」の項目に、登記情報提供サービスで発行した照会番号・発行年月日付きのPDFファイルを添付

電子申請届出システムを利用するためには、GビズIDの取得が必須です。登記情報提供サービスの利用は必須ではありませんが、対面を伴わない申請のため、ご活用を検討してください。

#### 4 電子申請届出システムのマニュアル等について

「電子申請届出システム」や「GビズID」「登記情報提供サービス」には以下のサイトより接続可能です。電子申請システム内のヘルプに「操作マニュアル」および基本操作をまとめた「操作ガイド」が掲載されていますのでご参照ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



GビズIDについて

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

登記情報提供サービス

<https://www1.touki.or.jp/>



青森市ホームページ(<http://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>産業・雇用>事業者の方へ>福祉・健康>福祉・介護事業者>高齢福祉・介護サービス事業>申請・届出(高齢福祉・介護サービス事業)>電子申請届出システム

電子申請届出システムのマニュアルや操作ガイド、GビズIDや登記情報提供サービスについては上記を参照ください。